

令和8年度 国民健康保険税について

○納税義務者は世帯主です

国民健康保険税（国保税）は、原則として世帯主に課税されます。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、家族の方が加入していれば、納税義務者は世帯主になります。そのため、納税通知書は世帯主あてに送付されます。

○国保税の納期について

普通徴収の納期は、 7 月から翌年 3 月までの**年9回**です。

第 1 期 7 月 3 1 日	第 2 期 8 月 3 1 日	第 3 期 9 月 3 0 日	第 4 期 1 1 月 2 日	第 5 期 1 1 月 3 0 日
第 6 期 1 2 月 2 5 日	第 7 期 2 月 1 日	第 8 期 3 月 1 日	第 9 期 3 月 3 1 日	納期限は 守りましょう！

※納期限を過ぎると、督促状が発付され、延滞金に加算される場合があります。

○後期高齢者支援金分について

***年度の途中で75歳に達する方**は、後期高齢者医療保険になります。 7 5 歳になる月の前月分まで月割により課税されます。（あらかじめ月割により計算して納税通知書をお送りしています）

○介護納付金分について

- *年度の途中で40歳に達する方**は、その月から月割により課税されます。
（その時に改めて納税通知書をお送りします）
- *年度の途中で65歳に達する方**は、 6 5 歳になる月の前月分まで月割により課税されます。
（あらかじめ月割により計算して納税通知書をお送りしています）

○子ども・子育て支援納付金について

- *令和8年度から、子ども・子育て支援制度の開始に伴い、国民健康保険税に新たに「子ども・子育て支援納付金分」が創設されました。
- * 1 8 歳未満の被保険者の均等割額は賦課されません。

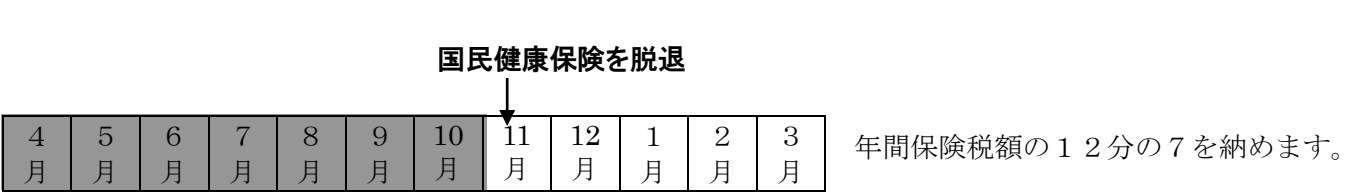
○年度途中で国民健康保険に加入・脱退した方は（月割課税）

年度の途中に、転入、転出、出産など加入状況に変更があった場合は、保険税は月割で計算します。
年度の途中で加入した場合は加入した月から、脱退した場合は脱退した前月まで月割で計算し課税されます。
加入手続きが遅れると、最高で3年間さかのぼっての課税となりますのでご注意ください。

※年度の途中で国民健康保険に加入・・・たとえば10月15日に加入した場合



※年度の途中で国民健康保険をやめた・・・たとえば11月15日に国民健康保険を脱退した場合



○国民健康保険税の所得申告がまだの方へ

加入者と世帯主の中に一人でも申告がない方がいると、軽減判定ができず、国民健康保険税が正しく計算されない場合があります。
収入がない世帯も、申告がない状態では軽減措置は適用されません。
未申告の方は、広野町役場 町民税務課で申告を行ってください。

○転入して国民健康保険に加入した方は

転入した方の所得割額（裏面参照）を算出するため、前年中の所得額を前住所地に照会します。
所得額が不明の場合、均等割額及び平等割額のみでの課税となります。
照会の結果、税額に変更が生じる場合は、後日あらためて通知します。

○こんなときはすぐに届出を！

次のような場合には、**14日以内**に届出をしてください。

国民健康保険に加入するとき	国民健康保険を脱退するとき
他市区町村から転入してきたとき	他市区町村へ転出するとき
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険に加入したとき
子どもが生まれたとき	世帯内で亡くなった人がいるとき
生活保護を受けなくなったとき	生活保護を受けるようになったとき

○納付方法について

下記の金融機関等で納付してください。

***あぶくま信用金庫 本・支店 *いわき信用組合 本・支店 *福島さくら農業協同組合 本・支店**
***大東銀行 本・支店 *東邦銀行 本・支店 *ゆうちょ銀行・郵便局**
***福島銀行 本・支店 *指定のコンビニエンスストア *広野町役場 出納室**
e L－QRコードがある納付書の場合、全国の地方税統一QRコード対応金融機関等で納付することができます。また、QRコードをスマートフォン等で読み取ることで、クレジットカード、ペイアプリ、口座振替（ダイレクト方式）等での納付も可能です。

○年金受給者の方における国民健康保険税の特別徴収について

次に該当する方は、年金から国民健康保険税が差し引かれる**特別徴収**が開始されます。

- ・世帯主が国民健康保険加入者で、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である。
- ・世帯主が年額18万円以上の公的年金を受給している。
- ・世帯主の介護保険料が公的年金から特別徴収されている。
- ・世帯の介護保険料と国民健康保険税の合計額が公的年金受給額の2分の1を超えない。

○国保税を滞納しつづけると

国民健康保険は加入者の皆さんの保険税で支えられています。
督促や納付相談などにも応じない場合、**滞納処分**が執行されます。
督促状にも催告書にも反応がなく、納付相談にも応じて頂けない場合は、財産調査のうえ、差押などの滞納処分が執行されます。納付が困難な場合は、お早めにご相談下さい。

○令和8年度国保税計算方法

- 税額の計算は**世帯単位**で行います。
- ◆医療分 課税の限度額は**6 7万円**です。
- | | | |
|-------------------------------|---|--------------|
| 所得割額・・・（前年中の所得金額－基礎控除 4 3 万円） | × | 5. 3 3 % |
| 均等割額・・・（国民健康保険加入者数） | × | 2 1, 4 0 0 円 |
| 平等割額・・・（一世帯につき） | × | 1 4, 4 0 0 円 |
- ◆支援分 課税の限度額は**2 6万円**です。
- | | | |
|-------------------------------|---|------------|
| 所得割額・・・（前年中の所得金額－基礎控除 4 3 万円） | × | 2. 2 6 % |
| 均等割額・・・（国民健康保険加入者数） | × | 9, 1 0 0 円 |
| 平等割額・・・（一世帯につき） | × | 6, 0 0 0 円 |
- ◆介護分 課税の限度額は**1 7万円**です。
- | | | |
|-------------------------------------|---|------------|
| 所得割額・・・（前年中の所得金額－基礎控除 4 3 万円） | × | 2. 2 3 % |
| 均等割額・・・（4 0 歳以上 6 5 歳未満の国民健康保険加入者数） | × | 7, 9 0 0 円 |
| 平等割額・・・（一世帯につき） | × | 3, 8 0 0 円 |
- ◆子ども・子育て分 課税の限度額は**3万円**です。
- | | | |
|---|---|------------|
| 所得割額・・・（前年中の所得金額－基礎控除 4 3 万円） | × | 0. 2 8 % |
| 均等割額・・・（国民健康保険加入者数） | × | 1, 1 0 0 円 |
| 1 8 歳以上被保険者均等割額・・・（1 8 歳以上の被保険者 1 人あたり） | × | 3 3 円 |
| 平等割額・・・（一世帯につき） | × | 8 0 0 円 |

○1 8 歳以上の方について、子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、1 8 歳以上の被保険者 1 人当たり年間 3 3 円が上乗せとなります。

※この上乗せ分は、所得割・均等割・平等割とは別に課税されます。

- ◆国保税の課税額
- 世帯に 4 0 歳以上 6 5 歳未満の被保険者がいる場合は、医療分 支援分 介護分 子ども・子育て分の合計が保険税額となります。4 0 歳以上 6 5 歳未満の被保険者がいない場合は、医療分 支援分 子ども・子育て分の合計が保険税額となります。
- なお、子ども・子育て分には、1 8 歳以上の被保険者 1 人につき「1 8 歳以上被保険者均等割額」が加算されます。
- ◆国保税の軽減
- 国民健康保険被保険者、世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主も含む）、特定同一世帯所属者の所得の合計が一定額以下の場合には、以下の割合で**均等割と平等割が軽減**されます。
- 世帯の合計総所得金額等が
- | | | |
|--|-------|-------|
| ① 43万円+ {10万円×（給与所得者等の数－1）} | 以下の場合 | 7 割軽減 |
| ② 43万円+（31万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）
+ {10万円×（給与所得者等の数－1）} | 以下の場合 | 5 割軽減 |
| ③ 43万円+（57万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数）
+ {10万円×（給与所得者等の数－1）} | 以下の場合 | 2 割軽減 |
- ※特定同一世帯所属者とは、7 5 歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者の資格を喪失した方で、資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する方をいいます。
- ※その年の 1 月 1 日現在で 6 5 歳以上の公的年金受給者については、公的年金にかかる雑所得から 1 5 万円を差し引いた金額で軽減を判定しています。
- ※給与所得者等とは、給与所得者（給与収入が 5 5 万円を超える方）及び公的年金等の支給を受ける方（6 5 歳未満：公的年金等の収入が 6 0 万円を超える方、6 5 歳以上：公的年金等の収入が 1 1 0 万円を超える方）を指します。
- ※専従者給与は事業主の事業所得に繰り戻されます。 ※土地建物等の譲渡所得には、特別控除が適用されません。

- ◆国保税の計算例
- 【例】世帯主（4 5 歳）・・・・・営業所得 2 4 3 万円
- 妻（4 0 歳）・・・・・事業専従者給与額 8 6 万円（所得額として 3 1 万円）
- 父（7 3 歳）・・・・・年金収入額 2 0 0 万円（所得額として 9 0 万円）
- 長男（1 8 歳）・・・・・無職（学生）
- 二男（5 歳）・・・・・無職（未就学児）

医療分の計算例（計算対象:世帯主・妻・父・長男・二男 の計5名）

所得割額	世帯主	2,430,000 円	－	430,000 円	=	2,000,000 円	
		2,000,000 円	×	5.33 %	=	106,600 円	－①
	妻	310,000 円	－	430,000 円	=	0 円	
	父	900,000 円	－	430,000 円	=	470,000 円	
		470,000 円	×	5.33 %	=	25,051 円	－②
	長男・二男					0 円	
均等割額		21,400 円	×	4 人	=	85,600 円	－③
子どもの均等割額	（二男）	21,400 円	×	50 %	=	10,700 円	－④
平等割額						14,400 円	－⑤
課税額					①+②+③+④+⑤=	242,351 円	
					100円未満の端数切捨て	<u>242,300円</u>	(A)

支援分の計算例（計算対象:世帯主・妻・父・長男・二男 の計5名）

所得割額	世帯主	2,430,000 円	－	430,000 円	=	2,000,000 円	
		2,000,000 円	×	2.26 %	=	45,200 円	－①
	妻	310,000 円	－	430,000 円	=	0 円	
	父	900,000 円	－	430,000 円	=	470,000 円	
		470,000 円	×	2.26 %	=	10,622 円	－②
	長男・二男					0 円	
均等割額		9,100 円	×	4 人	=	36,400 円	－③
子どもの均等割額		9,100 円	×	50 %	=	4,550 円	－④
平等割額						6,000 円	－⑤
課税額					①+②+③+④+⑤=	102,772 円	
					100円未満の端数切捨て	<u>102,700円</u>	(B)

介護分の計算例（計算対象:世帯主・妻 の計2名）

所得割額	世帯主	2,430,000 円	－	430,000 円	=	2,000,000 円	
		2,000,000 円	×	2.23 %	=	44,600 円	－①
	妻	310,000 円	－	430,000 円	=	0 円	
均等割額		7,900 円	×	2 人	=	15,800 円	－②
平等割額						3,800 円	－③
課税額					①+②+③=	64,200 円	
					100円未満の端数切捨て	<u>64,200円</u>	(C)

子ども・子育て分の計算例（計算対象:世帯主・妻・父・長男 の計4名）

所得割額	世帯主	2,430,000 円	－	430,000 円	=	2,000,000 円	
		2,000,000 円	×	0.28 %	=	56,00 円	－①
	妻	310,000 円	－	430,000 円	=	0 円	
	父	900,000 円	－	430,000 円	=	470,000 円	
		470,000 円	×	0.28 %	=	13,16 円	－②
	長男・二男					0 円	
均等割額		1,100 円	×	4 人	=	4,400 円	－③
18歳以上均等割額		33 円	×	4 人	=	132 円	－④
平等割額						800 円	－⑤
課税額					①+②+③+④+⑤=	12,248 円	
					100円未満の端数切捨て	<u>12,200円</u>	(D)

※1年間の税額は(A)+(B)+(C)+(D)= 421,400 円

お問い合わせ先
広野町役場町民税務課 電話0240－27－4160